

延長保育（時間外保育）の取扱いについて

平成27年4月1日から子ども・子育て支援新制度がスタートするにあたって、保育標準時間認定及び保育短時間認定という2つの利用区分が生まれたことにより、これまでの時間外保育の取扱いを改める必要があることから、延長保育の定義及び延長保育料の徴収について以下のように取扱うものとします。

（1）印西市内の公立・私立保育園での現状

①時間外保育時間

○公立 平日…7：00～8：30 及び 16：30～19：00
土曜日…7：00～8：30 及び 16：30～17：00

○私立 平日…7：00～8：30 及び 16：30～20：00
※一部、22：00まで保育実施
土曜日…7：00～8：30 及び 12：00～17：00
※一部、16：30から時間外保育とする園あり
※一部、18：00、19：00まで保育実施

②延長保育料の徴収

○公立 開園時間内は、何時間保育を受けても延長保育料の徴収は行っていない。
○私立 平日については、19：00以降の利用について延長保育料を徴収。
土曜日については、16：00又は17：00以降の利用について延長保育料を徴収。

（2）延長保育の定義及び延長保育料の徴収について

①延長保育の定義について

利用する曜日に関係なく、認定区分により次のとおり定義するものとします。

○保育標準時間認定⇒18：00以降

○保育短時間認定 ⇒7：00～8：30及び16：30以降

②延長保育料の徴収について

①で定義した時間帯を利用する者からの延長保育料の徴収については、平成27年度の上半期に料金設定も含め検討を進め、子ども・子育て会議にお諮りします。